

令和元年度 第1回掛川市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和元年9月26日(木) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	掛川市役所 本庁舎5階 第1委員会室
出席委員	委員長 名波 良明 (税理士) 委員 石川 雅大 (弁護士) 横山 孝子 (浜松学院大学教授) 龍崎 登喜子 (農業) 鈴木 幸作 (無職)
説明のため出席した職員	土木課 2名 水道課 2名 教育政策課 2名 都市政策課 2名 管財課 1名
事務局	総務部長 管財課長 外2名
議 題	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙1 (抽出案件一覧表) のとおり
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙2 (入札方式別工事に係る発注案件の審査) のとおり

抽出案件一覧表

No.	件 名	入札方式	担当課
1	令和元年度 海岸防災林強化事業 大湊地区盛土2工区工事	制限付き 一般競争入札	土木課
2	令和元年度 一般配水管改良事業 旭ヶ丘地区配水管布設替工事1工区	制限付き 一般競争入札	水道課
3	令和元年度 小学校施設管理事業 大坂小学校トイレ改修工事	指名競争入札	教育政策課
4	令和元年度 ききょう荘施設改善事業 ききょう荘改修工事(ガス給湯器改修)	指名競争入札	都市政策課
5	令和元年度 市道小笠山道線改良工事 その5	随意契約	管財課

1 大淵地区盛土 2 工区工事	
質問	回答
Q 同時期同様の工事が 3 件契約締結されており、3 件とも契約金額が高くまた落札率が近似していること。なかでも発注工事総括表No.26の工事は工期が相対的に短期であるも契約金額が高い理由はあるか。	A 積算単価として静岡県建設資材等価格表が県から公表されており、民間も使用しているため近似な価格が算出できると考えられる。また、工期が短期で契約金額が高い理由は、この工事完了後に静岡県の防災林植栽事業が実施される計画のため工期が短く、また盛土資材が「流用土」ではなく県の事業に合わせた「購入土」となっているため契約金額が高くなっている。
Q 市発注の盛土工事は榑林・金原特定建設工事共同企業体が落札しているが、静岡県発注の植栽工事との関連ですが、県の落札業者を把握しているか。	A 県の植栽工事は(株)榑林組が落札している。
Q 落札業者が同じであれば、県の事業と合算するとかなりの金額になるのではないか。発注時期は県と同じタイミングとなっているのか。	A 発注時期は県とは別々となっている。
Q 1 工区と 2 工区を分けている理由と必要性を確認したい。	A 現場は県有地となっておりますが、一部箇所では民有地から用地を取得してから盛土工事を進める場合がある。すぐに着工できる箇所とできない箇所があり、用地事情に課題があるところが抜けてしまうために発注箇所が複数になってしまい工区が分かれている。
Q No.26「榑林・金原特定建設工事共同企業体」とNo.22「金原・榑林特定建設工事共同企業体」の名称の違いは何か。	A 代表構成員及び出資比率の違いにより名称が変わる。

Q No.26「大渚地区盛土2工区工事」とNo.6「大渚地区盛土2工区工事」との違いは何か。	A No.6の工事は、平成30年度から繰越した工事となる。施工箇所はそれぞれ別々になる。年度ごとに予算があり、同じ工事名ですが別々に発注している。
Q 一括発注と分割発注は、どちらが得になるか検討しているか。	A 単年度予算の範囲で発注するため、この工事の一括発注は困難である。
Q No.6とNo.22とNo.26は、落札率がほぼ同じである。予定価格事前公表の場合、予定価格をどのように設定しているのか。	A 国土交通省が公表する歩掛りによって工事の積算をして予定価格を決めている。業者側についても積算するにあたり、歩掛りや積算単価が国から公表されているため、基本的には同じような価格を積み上げることができる。そのなかで業者側は、採算性を追求できるかにより入札金額が決定される。
Q 予定価格の事前公表は、官製談合を防げるが業者の談合については世間の目は厳しくなる。以前から予定価格事前公表制度の見直しが求められているが掛川市はどうか。	A 近隣市の事件等もあり、予定価格の事前公表をやめることは慎重に考えないといけない。
Q 落札率が94%～96%に近似しているが、案件により落札率が80%台もある。その違いや傾向について予想があるか。	A 工種によって違うことが考えられる。落札率が低い傾向として、製品や資材、設備に関して直接購入できるような内容で見受けられる。
Q 最低制限価格についての設定理由と特定建設工事共同企業体（2者JV）の構成手段を教えてください。	A 最低制限価格の設定は、工事の品質低下や労務者賃金への低支払いを防ぐために設定している。なお、最低制限価格以下の入札額は「失格」となる。 企業体の構成手段については、業者側が自分達で条件に合う相手を決めている。

2 旭ヶ丘地区配水管布設替工事 1 工区

質問	回答
Q 契約金額が高く、同時期同様の他工事と落札率が近似している理由は何か。なお、落札率が95%に集中しているが、予定価格の事前公表制度の弊害が表れているのでないか。	A 積算単価として静岡県建設資材等価格表が県から公表されており、民間も使用しているため近似な価格が算出できると考えられる。また近年、入札談合防止など不祥事等の対策を講ずる手段として、予定価格の事前公表を全国的の約半数の自治体が導入している。
Q 1 工区と 2 工区を分けている理由がありますか。	A 工事現場が団地であり、戸別に給水管を設置する必要があるため、一括発注とすると年度内の工期設定が難しい。また、市内業者への発注機会を増やすことに配慮した。
Q 1 工区と 2 工区で入札に参加した業者は同じか。	A 管工事 A 等級 8 者のうち 7 者がそれぞれ入札に参加している。
Q 旭ヶ丘団地は、比較的新しい団地と思いますが何故、布設替工事が必要になるのか。	A この団地は、湧水等の原因により一部漏水が顕著である。また、概ね40年を経過した管を「老朽管」と定義して優先順位を付けて更新している。 昔に埋設された材質の管は土質により腐食が激しい。旭ヶ丘団地の管はこの理由により、比較的新しい団地であるが布設替工事が必要となる。

3 大坂小学校トイレ改修工事

質問	回答
Q 同種工事で他の業者に比べ落札率が低い理由は何か。	A No.12も同じ業者が落札しているが、これも同種工事と比較して落札率が低い。この業者は、現場から近い場所に営業所があり、資材の運搬や移動手段が短く済み、経費低減が図られたと考えられる。
Q 小中学校設備の改修計画はあるのか。	A 学校からのトイレ洋式化への改修要望が高く。洋式トイレ設置率が50%に満たない学校から順次改修している。また、夏休み期間中に改修工事が集中しているのは、改修完了までに約1ヶ月程度掛かるため、授業や活動の妨げにならない期間に実施している。この工事により大坂小学校のトイレ改修率は45%から53%になった。そのほかに市内小中学校において外壁の塗装工事や屋上の防水工事を計画している。
Q このトイレ改修工事は、洋式化が主な目的であるのか。	A 工事に付随してバリアフリー化もあり、タイル床から掃除し易い床への改修もしている。
Q どの工事でも現場付近の業者が指名選定され、落札している状況と思われる。先程、事務局から説明があった落札率が低い理由として“現場から営業所が近く、運搬・移動等の距離が短いため経費低減が図られた”との回答がありましたが、それだけでは落札率が低い理由にならないのではないか。その他に何か理由が考えられないか。それとも業者が努力した結果なのか。	A なるべく現場に近い業者を指名していますが、この工事は、設備工事ですので土木工事とは違って、メーカーから製品を買うときに卸問屋から安く仕入れるなど業者側の努力があるのではないかと考えられる。

Q (株)若杉組でしたら安く施工できるのではないかと考察してしまう。業者同士で受注を相談していることはないか。	A 地域性などから、業者側が、この工事であれば受注したいとの思いから業者自らの努力で入札額を下げてくれていると考える。
Q 本社が市外にあり支店が市内にある場合に、入札に参加するためだけに事務所があるように感じる。そう考えると市内業者の指名に縛る必要はないのでないか	A 掛川市の方針としては、市内業者の育成、地域の経済活性化を重点にして市内業者を優先して指名選定している。
Q 最低制限価格の割合の違いは何か。	制限付き一般競争入札と指名競争入札では割合が違う。
Q 入札を辞退した２者の理由は何か。	A 辞退の詳しい理由は不明であるが、(株)飛鳥工務店については宮大工が主となっている。金原建設(株)については分かりません。

4 ききょう荘改修工事（ガス給湯器改修）

質問	回答
Q 他の入札と比べ落札率が低く、予定価格との差が大きい理由は何か。	A 特殊機械の修繕となるため、各業者により部品の手配が安価で済む場合や現場の状況を熟知している場合等があるが、この業者は、この施設にある機械設備において、メンテナンス等を行っているためと考えられる。
Q 予定価格を設定するプロセスはどのようなになっているのか。	A 前年度に設備の設計を実施し、設計業者に委託をして積算項目の拾出しをしている。積算は、県公表単価や建設誌単価を基に設計金額を計算している。
Q 都市政策課が工事担当課となるのか。	A 健康長寿課から執行委任を受けて、都市政策課が工事を発注することになる。
Q 事後公表となっているが、どのタイミングで公表するのか。	A 入札が終わった時点で公表している。

5 市道小笠山道線改良工事 その5

質問	回答
Q 工事内容が「その1」から「その4」までとどう違うのか(分割されているわけは)	A 工事担当からの説明にもありましたが、当初予定していた工事内容について、県と協議をしたところ追加の指示事項等があり、分割発注となっている。
Q 分割発注として「その1」から「その5」があるが、工期はそんなに離れていない。工事途中に県からの指示事項があったにしても工事費用が無駄になるのではないか。	A この工事は、掛川市から出資を受けている掛川市土地開発公社からの発注となる。工事期限は県から8月30日迄と決められており、入札に掛ける日数にも余裕がなかったこと。本来であれば県と事前に協議し、全ての協議を済ませてから一括発注すべき内容であったと考える。
Q 随意契約として予定価格と契約額が同額となっているがその関係について説明してください。	A 随意契約の予定価格は、業者から提出された見積書の単価が適正であることを市の担当者がチェックした後の金額が予定価格となる。その予定価格が契約金額となるので、落札率が100%となる。
Q 随意契約の金額の基準はありますか。	A 随意契約の理由は、別添資料の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額工事においては130万円以下など契約の種類によって金額も決まっている。第2号や第3号などの理由もありますが、この契約の場合は第6号に該当する。
Q 随意契約理由として「現場に精通しているから」「継続して作業しているから」とすると入札にしない理由が薄れてしまうのではないか。	A 随意契約で重視しているのは価格です。価格で業者を決定することを基準としている。